

# 指定施設及び相談援助業務の実務経験範囲

## 社会福祉学科

	施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者)
		精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者)
		精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者)
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司
		受付相談員
		相談員
		電話相談員
		児童心理司・心理判定員
	児童指導員	
	母子生活支援施設	母子指導員及び少年を指導する職員
	児童養護施設	児童指導員及び保育士
	知的障害児施設(第一種自閉症児施設・第二種自閉症児施設)	
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設(難聴幼児通園施設)	
肢体不自由児施設(肢体不自由児通園施設・肢体不自由児療護施設)		
情緒障害児短期治療施設		
重症心身障害児施設	児童指導員	
児童自立支援施設	心理指導を担当する職員及び保育士	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員及び児童生活指導員	
児童家庭支援センター	児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員	
医療法	病院・診療所	次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア. 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ. 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ. 患者の社会復帰に係る相談援助 エ. 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
		身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	ケースワーカー
	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
	在宅障害者デイ・サービス施設(身体障害者デイ・サービスセンター)障害者更生センター	
精神保健福祉法	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者)
		精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者)
		精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の者)
生活保護法	救護施設	生活指導員
	更生施設	
社会福祉法	福祉に関する事務所(福祉事務所)	査察指導員
		身体障害者福祉司
		知的障害者福祉司
		老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)
		現業員、ケースワーカー
		家庭児童福祉主事
		専任の家庭相談員
		面接相談員
		専任の婦人相談員
		専任の母子自立支援員・専任の母子相談員
売春防止法	婦人相談所	相談指導員
	婦人保護施設	判定員(心理・職能判定員) 専任の婦人相談員
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員・生活指導員
	特別養護老人ホーム	生活相談員・生活指導員
	軽費老人ホーム(軽費老人ホームA型・軽費老人ホームB型)ケアハウス	生活相談員・生活指導員
	老人福祉センター(特A型・A型・B型)	相談援助業務を行っている専任の職員
	老人短期入所施設	生活相談員・生活指導員
	老人デイ・サービスセンター	
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員

	施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
母子及び児童福祉法	母子福祉センター	母子相談員	
	介護保険法	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
		介護老人保健施設	支援相談員・相談指導員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
障害者自立支援法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
障害者自立支援法	障害者支援施設	生活支援員・就労支援員 サービス管理責任者	
	地域活動支援センター	指導員	
	福祉ホーム	管理人	
	身体障害者更生施設	更生施設	生活支援員、生活指導員
		更生施設	
		更生施設	
		更生施設	
		更生施設	
	身体障害者更生施設	身体障害者更生施設(入所、通所、小規模通所)	
	身体障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設(入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	知的障害者更生施設	精神障害者福祉ホーム	管理人
		知的障害者更生施設(入所、通所)	生活支援員、生活指導員
知的障害者授産施設(入所、通所、小規模通所)			
障害者福祉サービス	知的障害者通所	生活支援員 サービス管理責任者 生活支援員 サービス管理責任者 生活支援員・就労支援員 サービス管理責任者 生活支援員 サービス管理責任者 相談支援専門員	
	生活介護を行う施設		
	自立訓練を行う施設(機能訓練、生活訓練)		
	就労移行支援を行う施設(認定就労移行支援を含む)		
	就労継続支援を行う施設(A型、B型)		
	相談支援事業を行う施設		
	相談支援事業を行う施設		

※その他 前記に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

## 精神保健福祉学科

施設・事業種類		
①精神科病棟		
②病院又は診療所(精神科病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)		
③地域保健法		
③-1 保健所		
③-2 市町村保健センター		
④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
④-1 精神保健福祉センター		
障害者自立支援法の規定による改善前の法律に規定する施設	④-2 精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者地域生活支援センター
	④-3 精神障害者地域生活援助事業を行う施設	
⑤障害者自立支援法		
従来の例により運営をすることができる施設	⑤-1 精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設
		精神障害者授産施設
		精神障害者福祉工場
		1 生活介護
		2 共同生活介護
主として精神障害者に対してサービスを提供する施設	⑤-2 障害福祉サービス事業を行う施設(1~6に限定)	3 自立訓練
		4 就労移行支援
		5 就労継続支援
		6 共同生活援助
		⑤-3 相談援助支援事業を行う施設
⑤-4 障害者支援施設		
⑤-5 地域活動支援センター(主として精神障害者が利用するものに限る。)		

※出願時、18ページの「実務経験申告書」及び19ページの「実務経験証明書」の職種欄は、上記の名称を正確に記載してください。勤務施設内での任意の職名は該当しませんので注意してください。